○長和町ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱

平成１９年３月２２日告示第６号

改正

平成１９年９月２７日告示第２４号

平成２７年１２月１６日告示第３０号

令和７年２月６日告示第９号

長和町ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、増大するごみの減量化を図るため、一般家庭等から排出される生ごみの自家処理と減量化を促進するため、ごみ減量化機器の購入に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長和町補助金等交付規則（平成１７年長和町規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、「ごみ減量化機器」とは、一般家庭等から排出される生ごみを排出者自らが減量又はたい肥化できる機器で、環境衛生上の配慮がされ、耐久性に優れている次に定める機器をいう。

(1)　生ごみたい肥化容器　発酵・分解等により生ごみの容量を減少させ、たい肥化することを目的としたコンポスト容器又はたい肥化容器をいう。

(2)　生ごみ処理機　内部にヒーター、かくはん装置、送風装置等を組み込んだごみ減量化機器で、生ごみのたい肥化を促進できるものをいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、町税等の滞納がない者、又は、町長が適当と認める者とする。対象者の滞納の有無を確認するため、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）納税状況等調査同意書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（対象経費及び補助率等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、ごみ減量化機器の購入に要する経費（付属品、送料、設置に要する経費その他町長が適当でないと認める経費は除く。）とし、補

助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象経費	補助率
生ごみたい肥化容器の購入に要する経費	２分の１。ただし、１台につき３，０００円を限度とする。
生ごみ処理機の購入に要する経費	２分の１。ただし、１台につき３０，０００円を限度とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

３　補助金の交付対象となるごみ減量化機器の数は、生ごみ処理容器にあっては１世帯当たり２台、生ごみ処理機にあっては１世帯当たり１台を限度とする。ただし、当該補助金の交付を受けたごみ減量化機器が、交付決定から２年（生ごみ処理機にあっては５年）を経過し、かつ、使用に耐えなくなった場合においては、この限りではない。

（補助金交付の条件）

第５条　補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　近隣住人に迷惑を及ぼすことのないよう、処理後のたい肥化物の土壌還元に際し、衛生害虫の発生又は悪臭の発生を防止するよう適切な措置を講じること。

(2)　処理後のたい肥化物については、自家活用又は適正に処理すること。

（補助金交付の申請等）

第６条　規則第３条に規定する申請書及び規則第１２条に規定する補助事業等実績報告書は、長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第１号）によるものとし、機器購入の日から６０日以内に、必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は、前条に規定する申請書の提出があった時は、速やかにその審査を行い、補助金を交付するかどうかを決定し、規則第６条の規定により、長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）を申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第８条　前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者は、交付決定日から起算して３０日を経過した日又は交付決定日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日まで

に、長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付請求書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年９月２７日告示第２４号）

この告示は、公布の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年１２月１６日告示第３０号）

この告示は、平成２８年４月１日から適用する。

（経過措置）

この告示の施行前に旧要綱第６条第１項の規定により提出された申請書のうち施行日現在で交付が決定されていないものは、新要綱第６条第１項の規定により提出されたものとみなす。

附　則（令和７年２月６日告示第９号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

様式第１号（第６条関係）

受付印

長 和 町 ご み 減 量 化 機 器 購 入 費 補 助 金　交付申請書
実績報告書

年　　月　　日

（提出先）　長和町長

申請者

住　　所	長和町		
フリガナ			
氏　　名			
電話番号		区　名	

長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付要綱により、下記のとおりごみ減量化機器を購入・設置したので、補助金の交付を申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

購入機器の仕様等	メーカー・型式等 容量／処理能力等　台数:　　台
設　置　場　所	
購　入　金　額	円
設置完了年月日	年　　月　　日
利　用　方　法	自家農地で利用・その他（　　　　　　　）

※　申請に際しての注意

決定No	検査印

・別紙に必要な書類（下記①、②）を添付してください。
①領収書は、機器の商品名、金額、個数、購入年月日、購入店舗名が明確なものを添付してください（写しは不可)。
②生ごみ処理機の補助申請の場合は、設置済写真を添付してください。

別紙

領収書添付欄

設置済写真添付欄（生ごみ処理機の申請時のみ）

様式第２号（第７条関係）

様式第２号（第７条関係）

長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

様

長和町長

年　　月　　日付で申請のあった長和町ごみ減量化機器購入費補助金の交付について下記のとおり決定したので、長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１．交付決定額	円
２．交付条件	（１）環境衛生上、機器の適正な維持管理に努めること。 （２）減量化した生ごみを適切に処理すること。

（備考）

この通知書の交付日から起算して 30 日を経過した日、または交付決定のあった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第３号）を町長に提出してください。

様式第３号（第８条関係）

様式第３号（第８条関係）

長和町ごみ減量化機器購入費補助金交付請求書

年　　月　　日

（提出先）　長和町長　様

申請者

住　　　所	長和町		
フ　リ　ガ　ナ			
氏　　　名	㊞		
電　話　番　号		区　　名	

年　　月　　日付　第　　　号で決定のあった長和町ごみ減量化機器購入費補助金を下記のとおり請求します。

補助金交付請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

振込金融機関名	金融機関名	支店／支所名
口　座　番　号	普通 当座	
フ　リ　ガ　ナ		
口座名義人氏名		

様式第４号（第３条関係）

様式第４号（第３条関係）

納 税 状 況 調 査 同 意 書

年　　月　　日

（提出先）
長　和　町　長　様

住　　所

フリガナ

申請者氏名　　　　　　　　　　印

生年月日　　　　　　年　　月　　日

（自筆の場合は押印不要）

私は、ごみ減量化機器購入費補助金申請の納税状況確認のため、次の長和町税の納税状況について長和町が関係公簿を調査することに同意します。

調査に同意する税目

1　個人町民税（法人の場合は特別徴収を含む）

2　法人町民税

3　固定資産税

4　軽自動車税

5　国民健康保険税

調査期間　　　　　　年　　月　　日　　から　　　　年　　月　　日　　まで

（※収税課記入欄）

滞納なし	滞　納　あ　り	
	1　個人町民税（法人の場合は特別徴収を含む）	4　軽自動車税
	2　法人町民税	5　国民健康保険税
	3　固定資産税	